

生計維持者に係るQ&A

【1. 基本的な考え】

Q1-1 奨学金の申込みにおいて、「生計維持者」とは誰のことですか。

A1-1 父母がいる場合は、原則として父母（2名）が「生計維持者」となります。

この場合、出願人との同居・別居の別、収入の有無・多寡は問いません。

父母ともにいない場合は、出願人の学費や生活費を負担している人（複数いるときは主な人）1名が「生計維持者」となり、そのような人がいない場合は出願人自身が「生計維持者」となります（独立生計者）。

なお、これらは原則的な考え方であり、個別のケースについては、下記のとおり取扱います。

【2. 父母ともにいる場合】

Q2-1 父は単身赴任で別居しており、出願者は母と同居しています。「生計維持者」は誰ですか。

A2-1 父母（2名）です。

Q2-2 出願者は父母と同居しており、父は働いていますが、母は専業主婦で無収入です。「生計維持者」は誰ですか。

A2-2 父母（2名）です。

Q2-3 出願者は父母の住んでいる実家を離れてアパートで（又は寮などで）暮らしています。「生計維持者」は誰ですか。

A2-3 父母（2名）です。

Q2-4 両親ともに自己破産しました。「生計維持者」は誰ですか。

A2-4 父母（2名）です。

※他にも以下の事例においては、父母（2名）が「生計維持者」となります（父母が生計維持者となる場合は祖父母や兄弟等は「生計維持者」に含まれません）。

- ・出願人は父母と離れて暮らす兄と同居している
- ・父母は生活保護を受給しており、出願人は大学に入るため世帯を分離している
- ・出願人は父と折り合いが悪いため一人暮らしをしている
- ・父母は生活保護を受給しており、出願人は大学に入るため世帯を分離し、父母と離れて暮らす社会人の兄と同居している 等

Q2-5 父母は無職で、祖父から援助してもらっています。「生計維持者」は誰ですか。

A2-5 原則、父母（2名）が「生計維持者」となります。

ただし、出願人と父母とが明らかに同一生計と認められない場合（例：父母と別居

し、連絡がつかないような状況)にあつては、父母ではなく、祖父が「生計維持者」となります。この場合、事実関係が確認できる証明書類の提出を後日求める場合があります。

Q 2-6 出願人が結婚しており、父母とは戸籍も住居も分かれています。「生計維持者」は誰ですか。

A 2-6 別戸籍であっても、父母がいる場合は、原則、父母(2名)が「生計維持者」となります。ただし、父母と同一生計とは認められない場合(例:実態として父母から学費や生活費の援助を一切受けず、出願人の配偶者が学費や生活費を負担している場合であつて、出願人が自身の配偶者の住民税の扶養控除対象となっているような場合)にあつては、父母ではなく出願人の配偶者(1名)が「生計維持者」となります。

Q 2-7 出願人が結婚しており、出願者が自身の配偶者を扶養しています。「生計維持者」は誰ですか。

A 2-7 納税手続きにおいて、出願人が配偶者の扶養者となっている場合は、出願人(1名)が「生計維持者」となります(独立生計者)。

Q 2-8 出願人は未成年ですが、自身のアルバイト収入で生計を立てており、父母からの経済的支援はありません。「生計維持者」を出願人としてよいですか。

A 2-8 父母がいる場合は、原則として父母が生計維持者となります。特別な事情のない者は、出願人のアルバイト収入で生計を立てていたとしても出願人1名を生計維持者とすること(独立生計者)は認められません。出願人が生計維持者(独立生計者)として認められる場合は、父母ともに死別した場合や絶縁状態である場合、両者とも行方不明や父母からのDVを逃れるために別居していて、日常的に学費や生活費を本人が負担している場合等となります。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類の提出を後日求める場合があります。

Q 2-9 父母はいますが、父は外国籍で現在は海外に居住しています。出願人は母と生活していますが、父からは一切の援助はありません。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A 2-9 父母がいる場合は、同居・別居の別にかかわらず、原則として父母が生計維持者となります。ただし、父が行方不明や絶縁状態である場合、父からのDVを逃れるために別居していて、父からは一切の支援を得られず同一生計と認められない場合等は、母1名を生計維持者とすることができます。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類の提出を後日求める場合があります。

Q 2-10 父母はいますが、父からDVを受けて避難しています。出願人は母と生活しており母の扶養となっています。父からは一切の援助はありませんが、この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A 2-10 父からのDVを逃れるために別居していて、父からの支援が一切得られず同一生計と認められない場合は、母（1名）を生計維持者とすることができます。

なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類の提出を後日求める場合があります。

【3. 父母ともにいるが、連絡、意思疎通が困難等の場合】

Q 3-1 父母は生存していますが、父は行方不明で出願人は母と同居しています。父を「生計維持者」に含める必要がありますか。

A 3-1 この場合、母（1名）が「生計維持者」となります。また、父が行方不明であることが確認できる証明書類の提出を後日求める場合があります。

※他にも以下の事例においては、母（1名）が「生計維持者」となります（原則、その他の親族等は「生計維持者」には含みません）が、事実関係が確認できる書類の提出を後日求める場合があります。

- ・本人と母は、父のDVから逃れるため父とは別居し、別生計となっている
- ・父は精神疾患、意識不明等で意思の疎通ができず本人は母とともに生活している等

Q 3-2 父母ともに行方不明で、祖父母と同一生計で暮らしています。「生計維持者」は祖父母（2名）でしょうか。

A 3-2 祖父母のうち、主に生計を維持している人（1名）が「生計維持者」となります。また、父母が行方不明であること等が確認できる証明書類の提出を後日求める場合があります。

Q 3-3 父母と一緒に生活していますが、祖母と養子縁組をしています（祖父は既に死亡）。しかし、祖母は認知症のため意思の疎通が困難な状況です。「生計維持者」は誰ですか。

A 3-3 祖母と意思の疎通が図れず、父母から支援を受けている場合は、生計維持者は出願人との同居・別居の別、収入の有無・多寡にかかわらず、学費や生活費を日常的に負担する主たる方1名（父又は母）となります。

Q 3-4 父は2年前から寝たきりで意思の疎通が図れません。父の障害年金と母の収入で生活していますが、この場合の「生計維持者」は父母（2名）ですか。

A 3-4 母のみ（1名）が生計維持者となります。この場合、父の主治医による「診断書」等、事実関係が確認できる証明書類の提出を後日求める場合があります。

Q 3-5 父母は離婚していませんが、父とは別に暮らしており、母は精神的な病により入院中で意思の疎通が図れません。そのため出願人は、祖母、叔父と同居しています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A 3-5 原則として生計維持者は父母（2名）となります。ただし、父からは一切の支援を得られず同一生計と認められない場合や、母とは意思疎通が図れない場合には生計維持者とはせず、日常的に学費・生活費を負担している主たる方 1 名（祖母か叔父のいずれか）が生計維持者となります。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類の提出を後日求める場合があります。

【4. 社会的養護を必要とする人（注）である（あった）場合】

「社会的養護を必要とする人」とは、次のいずれかに該当する人のことをいいます。

- (1) 満 18 歳となる前日時点で、児童養護施設等に入所等（※）の措置または一時保護の措置を受けていた人
- (2) 満 18 歳となる前々日以前に奨学金に申し込む場合であって、申込時点で児童養護施設等に入所等（※）の措置または一時保護の措置を受けていた人
- (3) 高等学校等を卒業することにより満 18 歳となる日の前日までに児童養護施設等への入所等（※）の措置または一時保護の措置を解除された人
- (4) 児童養護施設等から大学等に通学することが認められている人や、満 18 歳となった日以降大学等に進学するまでに児童養護施設等に入所等（※）の措置または一時保護の措置を受けていた人

※ 児童養護施設への入所、児童自立支援施設への入所、児童心理治療施設への入所、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者への委託、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者への委託、里親への委託

Q 4-1 出願人は児童養護施設で生活しており「社会的養護を必要とする人」に該当）します。「生計維持者」は誰ですか。

A 4-1 父母の有無に関わらず、「社会的養護を必要とする人」に該当する場合は、出願人（1名）が「生計維持者」となります（独立生計者）。この場合、施設に入所している又は入所していた証明書の提出が必要です。（「社会的養護を必要とする人」に該当しない場合は、「基本的な考え方」に基づいて判断されます。）

Q 4-2 出願人は 18 歳時点（満 18 歳となる前々日以前に申し込む場合は奨学金申込時点）で児童養護施設に入所していましたが、現在はひとり暮らしをしています。家賃や生活費は父母が支払っていますが、この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A 4-2 満 18 歳となる日の前日（満 18 歳となる前々日以前に申し込む場合は奨学金申込時点）において児童養護施設に入所していた場合は「社会的養護を必要とする人」に該当します。その場合、生計維持者は出願人となります（独立生計者）。

【5. 父母が離婚又は離婚調停中の場合】

Q 5-1 父母は離婚調停中で、出願人は母と同居しています。「生計維持者」は誰ですか。

A 5-1 「生計維持者」は原則父母（2名）となります。ただし、離婚を前提に父と出願者本人が別居しており、父からは一切の支援を得られず同一生計と認められない場合は、母（1名）が「生計維持者」となります。この場合は、事実関係が確認できる証明書類の提出を後日求める場合があります。

Q 5-2 父母が離婚し、親権者は父ですが、未成年の出願人は親権のない母と二人暮らしです。「生計維持者」は母（1名）でしょうか。

A 5-2 親権の有無にかかわらず、「生計維持者」は原則として父母（2名）となります。ただし、父母の離婚に伴い父と出願人が別居しており、父からは一切の進学後の支援を得られず同一生計と認められない場合は、母（1名）が生計維持者となります。この場合は、事実関係が確認できる証明書類の提出を後日求める場合があります。

Q 5-3 父母が離婚し、奨学金申込時点で未成年の出願人は親権者である母と二人暮らしです。父から養育費が支払われていますが、父は「生計維持者」に含まれますか。

A 5-3 父母がいる場合、「生計維持者」は原則として父母（2名）となります。ただし養育費を支払っていても、父が出願人と別居しており、同一生計と認められない場合は、「生計維持者」に含まれません。この場合は、母（1名）が生計維持者となります。

Q 5-4 父母は離婚し、出願人は父とその再婚相手とともに生活しています。「生計維持者」は誰ですか。

A 5-4 同一生計である父とその配偶者（義母）の2名が「生計維持者」となります。養子縁組を行っていない場合も、同じく、2名が「生計維持者」に含まれます。

※出願人と同一生計である父又は母に配偶者がいる場合は、当該父又は母とその配偶者（ただし、出願人と同一生計とは認められない場合を除く。）の2名が「生計維持者」となります。

Q 5-5 父母は離婚し、出願人は母とその内縁の夫と3人で生活しています。「生計維持者」は誰ですか。

A 5-5 父又は母と内縁関係（事実婚）にある者について、内縁の妻又は夫と出願人が同一生計（当該者が出願人の学費や生活費を負担している場合や、納税時に出願者本人を被扶養者にしている場合）のときは、Q 5-4と同様に2名が「生計維持者」になります。

Q 5-6 父母が離婚し、父からの支援は一切ありません。母と住んでいましたが、現在、母は再婚し、その再婚相手と一緒に暮らしていますが、出願人は母とは離れて一人

で暮らしています。「生計維持者」は誰ですか。

A 5-6 原則、生計維持者は母と再婚相手の2名となります。母の再婚相手から学費・生活費等一切の援助を受けていないなど、明らかに出願人とは別生計の状態にある場合は、生計維持者は母1名として申告いただけます。この場合、事実関係が確認できる証明書類の提出を後日求める場合があります。

Q 5-7 父母は離婚し、現在は父母ともに連絡が取れない状態です。他に援助してくれる親族もなく、ひとりで生活していますが、「生計維持者」は出願人でよいですか。

A 5-7 出願人との同居・別居の別は問わず、父母がいる場合は、原則父母（2名）が生計維持者となります。ただし、父母と絶縁状態の場合で日常的に学費や生活費を出願人が負担している場合は、出願人を生計維持者（独立生計者）とすることができます。独立生計者として申告された場合、事実関係が確認できる証明書類の提出を後日求める場合があります。

Q 5-8 父母は離婚し、同居していた母は再婚したため家を出て行き支援をしてもらえません。父からも支援がなく、生活費は出願人のアルバイト収入を充て、また、祖母から食費を支援してもらい、伯父から住居を提供してもらっています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A 5-8 父母がいる場合、原則として生計維持者は父母（2名）となります。ただし、父母のどちらからも一切の支援を得られず、同一生計と認められない状況であれば、日常的に学費・生活費を負担している主たる方1名（祖母か伯父のいずれか）が生計維持者となります。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類の提出を後日求める場合があります。

Q 5-9 父母が離婚した後も、出願人は父の戸籍に入っており父の社会保険の扶養に入っていますが、父とは一緒に暮らしておらず母と生活しています。父から養育費はもらっていますが、それ以外の支援はありません。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A 5-9 父から養育費以外に一切の支援を得ておらず同一生計と認められない状況であれば、生計維持者は母（1名）となります。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類の提出を後日求める場合があります。

Q 5-10 父が失踪後、父母は離婚し、出願人は祖父母と養子縁組しています。現在は祖父母と母と一緒に生活していますが、祖父母は年金暮らしで母はパートをしています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A 5-10 出願人と養子縁組された祖父母が生計維持者になります。

Q 5-11 父母が離婚し母と2人暮らしでしたが、学校に通うため離婚した父と同居することになりました。現在、母から支援をうけていますが、父からは食費や水道光熱費を負担してもらうのみです。生計維持者は誰になりますか。

A 5-11 父母がいる場合、「生計維持者」は原則として父母（2名）となります。父は食費や水道光熱費の負担のみで他には一切の支援を行っていない場合であっても、父母を生計維持者としてください。

【6. 父母ともに又は父母のいずれかと死別した場合】

Q 6-1 父は死亡し、出願人は母と二人暮らしです。「生計維持者」は誰ですか。

A 6-1 母（1名）が「生計維持者」となります。

Q 6-2 父母が死亡し、未成年の出願人は未成年後見人である祖父と、叔父夫婦とともに生活していますが、祖父は年金暮らしで、主に叔父夫婦の収入で生活は成り立っています。「生計維持者」は誰ですか。

A 6-2 祖父と出願人は明らかに別生計であって、叔父夫婦が出願者の学費や生活費を主に負担しているような場合にあっては、叔父夫婦のうち、主に生計を維持する方（1名）が「生計維持者」となります。

Q 6-3 父母が死亡し、出願人は、祖父と叔父夫婦とともに生活しています。祖父は年金暮らしで、主に叔父夫婦の収入で生活は成り立っています。「生計維持者」は誰ですか。

A 6-3 叔父夫婦のうち、主に生計を維持する方（1名）が「生計維持者」となります。

Q 6-4 父母も祖父母も死亡し、出願人は未成年ですが未成年後見人が選任されていません。兄と生活していますが、兄はまだ学生で、貯金を切り崩して生活しています。「生計維持者」は誰ですか。

A 6-4 父母、祖父母ともに死亡し、兄弟姉妹がいる場合で、その親族が病気や就学等で本人を扶養するだけの資力がない場合は、出願人（1名）が「生計維持者」となります（独立生計者）。この場合、事実関係が確認できる証明書類の提出を後日求める場合があります。

Q 6-5 父母が死亡し、出願人は貯金を切り崩して生活しています。祖父母や叔父・叔母はいますが、経済的余裕がないため、出願人の学費や生活費を負担していません。「生計維持者」は誰ですか。

A 6-5 出願人（1名）が「生計維持者」となります（独立生計者）。この場合、事実関係が確認できる証明書類の提出を後日求める場合があります。